

# 改正民事訴訟法・改正民事訴訟規則の概要

## [1] 電子申立て・電子納付

改正後の  
イメージ

### 識別符号 (ID) の付与

- ・ あらかじめ氏名・住所等の登録事項をオンラインで届出 (識別符号規1条①)
- ・ 本人確認を経てIDを取得 (識別符号規1条②、③)
- ・ 取得したIDは、全ての民事訴訟事件で利用可能



氏名	○●
住所	△△△
電話	××
登録	

#### 登録事項

- ①氏名(名称)・住所
- ②電話番号
- ③電子メールアドレス
- ④生年月日
- ⑤その他最高裁判所が定める事項

#### 本人確認措置

本人確認資料等により確認

#### 弁護士等の士業者

弁護士等の資格の証明も必要 (識別符号規2条)

### 訴状・準備書面等の内容の入力

- ・ ID・パスワードでログイン (記名押印不要) (規52条の9②)
- ・ 申立て内容をフォームに入力するか、PDFをアップロード
- ・ 提出可能なデータの形式・容量等については、細則で規定 (規52条の9①)



申立内容	▼
請求の趣旨	...
請求の原因	...
訴額	...
手数料	...
支払方法	▼

#### 弁護士等の士業者 (法132条の11)

電子申立ての義務化

※ 大規模なシステム障害等の場合に限り、紙による提出が可能

### 訴状の提出

- ・ 入力内容を確認した上で、インターネット経由で提出



被告	●●
住所	▽▽▽
訴額	...
手数料	...
支払方法	...
請求の趣旨	...
請求の原因	...
提出	

#### 郵便費用は手数料に一本化

納付情報 (ペイジー) により納付 (印紙は原則不可)

※ 額が100万円を超える場合は日銀納付も可能

(民訴費用規4条の2、4条の3)

これまで

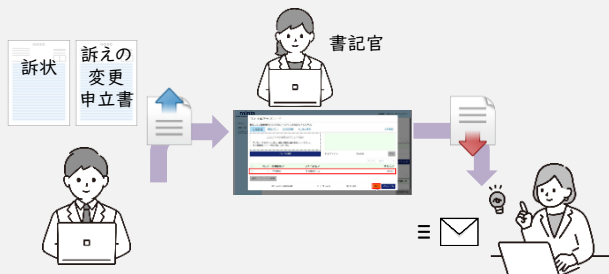
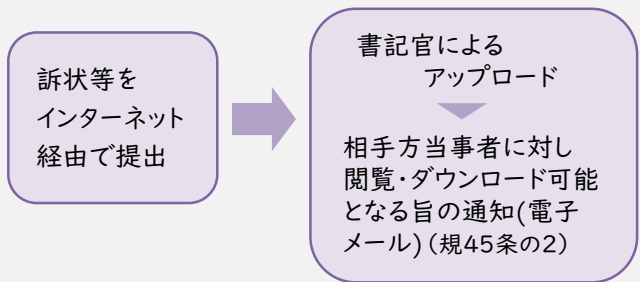
- ・ 訴状等を書面で作成し、記名押印

- ・ 窓口へ持参or郵送
- ・ 手数料は印紙で納付
- ・ 郵送費用は郵便切手で予納

# [2] インターネットによる送達・送付（直送）

改正後の  
イメージ

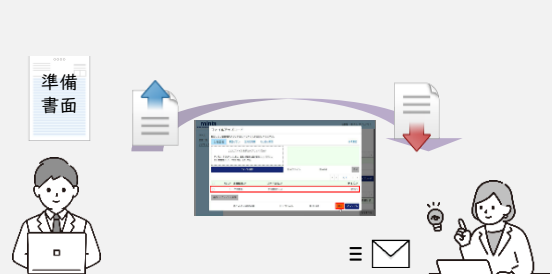
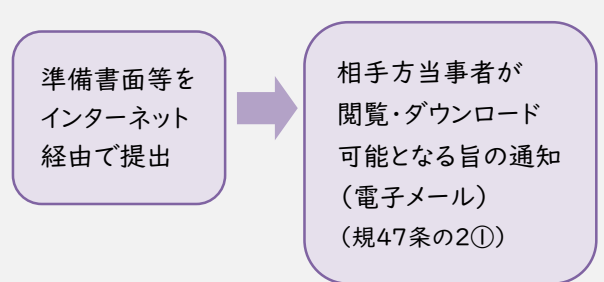
インターネットによる送達（法109条の2）		インターネットによる直送（規47条の2）	
裁判所への提出	相手方への送達	裁判所への提出	相手方への直送



- ・ 相手方による閲覧かダウンロード、通知から1週間の経過により、送達の効力が生じる(法109条の3)
- ・ 訴訟代理人が複数の場合は、いずれか一人が閲覧かダウンロードすると送達の効力が生じる

**弁護士等の士業者(法132条の11②)**

インターネットによる送達を受ける旨の届出の義務化  
届出しな場合は、書記官によるアップロードから1週間の経過で送達の効力が生じる



これまで

- ・ 提出された副本を郵便等により送達
- ・ 郵送やFAXによる書面の直送

## インターネットによる送達を受ける旨の届出をしていない相手方への送達

システムから出力した書面(出力書面)を相手方に送達(法109条)



送達用の出力書面は当事者がシステムから印刷して裁判所に提出する(規58条①等)

※ 相手方から提出された書面(法132条の12等)  
▶ 書記官が電子化し、インターネットにより送達

# [ 3 ] ウェブ会議の方法による証人尋問（ウェブ尋問）

改正後の  
イメージ



ウェブ会議の方法により  
参加する証人の映像を  
法廷のディスプレイに表示

## 改正法

▶ 証人が遠隔地に居住している場合・証人が当事者等から  
圧迫を受ける場合に加え、

**年齢・心身の状態等により出頭困難な場合** や

**当事者に異議がない場合** についても

相当と認められるときにはウェブ尋問が可能に(法204条)

## 改正規則

▶ 証人は、次の要件を満たす場所（裁判所以外の場所を含む）  
からウェブ尋問に参加(規123条①)

▶▶ 原則として、当事者本人又はその代理人の在席する場所  
でないこと

▶▶ 証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれのある者  
が在席する場所でないこと

▶ 書証の写し等はパソコンを利用して証人に示す(規123条③)

▶ 宣誓書は原則廃止(規112条③・宣誓したことは調書に記載)

これまで

・ 証人は最寄りの裁判所に出頭する必要

・ 証人は宣誓書に署名押印する必要

# [4] 電磁的記録の閲覧・複写 (ダウンロード) (法91条の2、規33条の3)

## ① 事件係属中の当事者

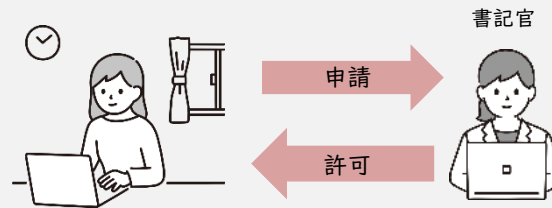
- ・ 事務所等のパソコンからいつでも記録の閲覧・複写が可能

※ 事件終了後は②と同じ



## ② 利害関係のある第三者

- ・ オンラインで閲覧・複写を申請
- ・ ペイジーで手数料を納付
- ・ 書記官が許可をした後、自宅等のパソコンから対象となる記録を閲覧・複写



## ③ 利害関係のない第三者

- ・ オンラインで閲覧を申請
- ・ ペイジーで手数料を納付
- ・ 書記官が許可をした後、最寄りの裁判所に来庁し、裁判所のパソコンで閲覧



改正後の  
イメージ

これまで

・ 書面で閲覧・複写を申請

・ 手数料は印紙で納付

・ 閲覧・複写のために事件に係属している裁判所に来庁する必要